

第二次実行計画の策定方針（案）

区では、基本構想に掲げる“めざすまちの姿”『『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち』の実現に向けて、総合計画（平成30年度～令和9年度）に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくため、第一次実行計画（平成30年度～令和2年度）を策定し、計画に位置付けた事業を推進しているところである。

一方、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催後の景気動向や、超高齢社会の進展、急速なICTの技術革新など、区政を取り巻く社会経済情勢は今後も大きく変化し、行政需要は更に多様化・複雑化していくことが予見される。そのような状況の下で質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、安定した行財政基盤を確保しなければならない。このため、徹底したPDCAサイクルに基づく効果的・効率的な業務の推進と生産性の向上、公民連携の更なる推進等に取り組むことが必要である。

こうした視点を踏まえ、第二次実行計画（令和3年度～5年度）については、第一次実行計画により推進している事業を確立・発展・再構築するとともに、第三次実行計画を見据えながら、各施策が将来大きな成果をもたらすよう、下記により策定するものとする。

記

1 計画策定の基本的考え方

- (1) 社会経済情勢の変化に伴う新たな行政需要や多様化・複雑化する区民ニーズに的確に対応した計画とする。
- (2) 行政評価や決算実績、事業の進捗管理等に基づくPDCAサイクルを十分に踏まえた計画とする。
- (3) 業務の効率化や生産性の向上、公民連携の更なる推進等により、限られた財源を効果的に配分した計画とする。

2 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

実行計画は、総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくための行財政計画である。

(2) 計画期間

令和3年度から5年度までの3年間とする。

(3) 内容

ア 財政収支見通し

イ 施策体系（5つの基本政策、個別施策、計画事業）

5つの基本政策

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所

ウ 計画事業の内容（事業概要、年度別事業計画、目標、事業費）

エ 計画事業の主な指標

オ 施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

※ 第二期新宿区総合戦略と連動した計画とする。（第二期新宿区総合戦略は、国の総合戦略に盛り込まれた「Society5.0」「SDGs」などの取組を加味して策定する）

3 スケジュール

令和2年	3月	政経会議にて「第二次実行計画の策定方針（案）」を決定 総務区民委員会報告 「第二次実行計画の策定方針」を各部に通知
	10月	計画素案の作成
	10月～11月	地域説明会、パブリック・コメントの実施
令和3年	1月	計画の策定